

項目		特記事項																																									
1 工事項目 (機械設備工事) ○印を付したもの 工事項目 建物種別及び屋外		床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。 (1)貫通は、つり又是穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2)金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3)金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不効の状態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。																																									
機械設備共通事項		(1)電動機の電源周波数は50Hzとする。 (2)制御類の仕様は自己のとおりとし、詳細は図面特記による。 受注製品(純正機器) 既製品 (3)ヒューズ(温度ヒューズも含む)及び表示灯は種別毎に予備品を納入する。 (4)水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm ² 以上とし、中間接続はしないこと。 図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 ・浸透探傷検査(PT)又は磁粉探傷検査(MT) • 放射線透過検査(RT)																																									
		[標準図-施工3]																																									
工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。																																											
項目		特記事項																																									
○ 1 機器等の配置		設計図において機器の配置は、数量及び関係位置のみを示し、正確な位置はさらに打合せを必要とする																																									
○ 2 機材		本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。																																									
○ 3 機材、施工の試験		共通仕様書の各項の試験によるほか、「機械設備工事試験内容一覧表」による。																																									
○ 4 耐震施工		(1)耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」及び、「建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター」による。 (2)本工事施設の耐震安全性的分類は下記による。 ・特定の施設 (甲類1・甲類2) ・乙類1 ・乙類2 ・一般的な施設 (その他) (3)設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="2">耐震安全性の分類</th> <th colspan="2">一般的な施設</th> </tr> <tr> <th>特定の施設</th> <th>甲類1,2 及び 乙類1,2</th> <th>その他の重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震クラスS 上層階、屋上 及び塔屋</td> <td>耐震クラスA</td> <td>耐震クラスB</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上層階 2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中间階 1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階及び 地下階 (1.5)</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>(0.6)</td> </tr> <tr> <td>注: () 内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する木構の場合に適用する</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								設置場所	耐震安全性の分類		一般的な施設		特定の施設	甲類1,2 及び 乙類1,2	その他の重要機器	一般機器	耐震クラスS 上層階、屋上 及び塔屋	耐震クラスA	耐震クラスB			上層階 2.0	1.5	1.0			中间階 1.5	1.0	0.6			1階及び 地下階 (1.5)	1.0	0.6	0.4	(0.6)	注: () 内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する木構の場合に適用する				
設置場所	耐震安全性の分類		一般的な施設																																								
	特定の施設	甲類1,2 及び 乙類1,2	その他の重要機器	一般機器																																							
耐震クラスS 上層階、屋上 及び塔屋	耐震クラスA	耐震クラスB																																									
上層階 2.0	1.5	1.0																																									
中间階 1.5	1.0	0.6																																									
1階及び 地下階 (1.5)	1.0	0.6	0.4	(0.6)																																							
注: () 内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する木構の場合に適用する																																											
		(4)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力を同時に働くものとする																																									
		(5)軽量機器等の耐震施工 上記以外の100kg以下の軽量な機器の取付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、取付けを行なう。																																									
5 建物導入部の変位吸収		図示の箇所に変位吸収配管を施工する。要領は標準図による。 対象配管: 給水管・消火管・ガス管・排水管 施工方法: フレキシブルジョイント・ボールジョイント・スリーブショット [標準図-施工4.5.6] (第2編 2.4.1)																																									
6 建物EXPIJの変位吸収		建築エキスピジョンジョイント部の配管要領は標準図による。 対象配管: 給水管・消火管・ガス管・排水管 施工方法: フレキシブルジョイント・ボールジョイント [標準図-施工7.8] (第2編 2.4.1)																																									
7 工事用電力、水、その他の他		本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。																																									
8 埋戻し土		土中埋設配管の埋戻し土 ※根切り土中の良質土 ※山砂																																									
9 総合調整		各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、測定表を監督員に提出する。 ・飲料水の水質測定 ・風量調整 ・水温調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及びじんあいの測定 ・騒音の測定																																									
10 試運転調整		試運転に係る費用は、受注者の負担とする。																																									
11 自動制御装置、現場盤		中央監視制御装置のシステム構成上必要とされる機能は追従すること。																																									
12 運転燃料		納入する (種別) kg kg																																									
13 スリーブ		水密をする部分には、つば付き鋼管型を使用する。																																									
14 支持金物・固定金具		(1)屋外機器及び屋外配管に使用する取り金物、支持金物、固定金物類 ・ステンレス製(SUS304)・溶融亜鉛メッキ(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2)屋外機器のアーバーポルトキャップ(樹脂製)を取り付ける。 (3)振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4)ビット内多温箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・溶融亜鉛めっき製 ・電気亜鉛めっき製 ・ステンレス製																																									
15 金属管の塗装		(1)下記部位に使用する金属管には塗装を施す。 ・屋外・居室・機械室・共同溝内																																									
16 あと施工アンカー		アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、下記のあと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊り場合のあと施工アンカーについては、アンカの選定、鉄筋や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。 (1)あと施工アンカー ・接着系アンカー(有機系) ・金属拡張系アンカー(打込式) (2)施工前に計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数 (4)引張試験(行う・行わない)引張試験本数(抽出・全数)																																									
		【引張試験対象設備】 ① 1日に施工されたものの各巻、各仕様ごとに1ロットとし、1ロットに対し3本を行う。 ただし、1日で同一径のものを複数巻、複数の場所で施工する場合は、それぞれ行う。 ② ロットの合否判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。 ③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行う。																																									
		引張試験を抽出して行う場合は次による。 床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。 (1)貫通は、つり又是穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2)金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3)金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不効の状態を想定した上の施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。																																									
		(1)電動機の電源周波数は50Hzとする。 (2)制御類の仕様は自己のとおりとし、詳細は図面特記による。 受注製品(純正機器) 既製品 (3)ヒューズ(温度ヒューズも含む)及び表示灯は種別毎に予備品を納入する。 (4)水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm ² 以上とし、中間接続はしないこと。 図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 ・浸透探傷検査(PT)又は磁粉探傷検査(MT) • 放射線透過検査(RT)																																									
		[標準図-施工3]																																									
		工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。																																									
項目		特記事項																																									
機械設備共通事項		1.17 インサート 1.18 コンクリート貫通 ・はり・穿孔 1.19 電動機及び制御盤 1.20 絶縁継手 1.21 配管接部の非破壊検査																																									
		床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。																																									
		(1)貫通は、つり又是穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2)金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3)金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不効の状態を想定した上の施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。																																									
		(1)電動機の電源周波数は50Hzとする。 (2)制御類の仕様は自己のとおりとし、詳細は図面特記による。 受注製品(純正機器) 既製品 (3)ヒューズ(温度ヒューズも含む)及び表示灯は種別毎に予備品を納入する。 (4)水中ポンプ付属ケーブルの最小太さは2.0mm ² 以上とし、中間接続はしないこと。 図示の箇所に設ける。仕様は標準図による。 ・浸透探傷検査(PT)又は磁粉探傷検査(MT) • 放射線透過検査(RT)																																									
		[標準図-施工3]																																									
		工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。																																									
項目																																											

東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	1 資材調達	<p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になつた場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点に設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。</p> <p>労務管理費:算集及び解散に要する費用(賃金以外の食事・通勤費・借上費) 労務管理費:算集及び解散に要する費用(賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工賃に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用)</p> <p>(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 ①共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(宮崎県):設計書に積上げ計上された金額 ②現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: %</p> <p>(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用を記載し「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際にお支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出す。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	資材名	規格	調達地域等													16	1 内容	1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。
資材名	規格	調達地域等																		
2 労働者確保	2 施工計画書	(1)共通費 ①労働者宿舎における密閉を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ②現場事務所や労働者宿舎等の仮設費用・借地料 (2)現場管理費 ①現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ②現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ③除障害やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 ④その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用																		
3 協議	3 協議	2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。																		
4 虚偽の申告	4 虚偽の申告	3 受注者は、上記1の対策に要した費用について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などを)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。 (1)現場事務所の仮設費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時ににおける現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。 (2)労働者宿舎の仮設費用・借地料については、平時における労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行ふものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。																		
5 対象範囲	5 対象範囲	4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。																		
6 施工条件	6 施工条件	※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。																		
7 施工方法	7 施工方法	※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について																		
8 施工期間	8 施工期間	※ 本工事は準備期間における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整つた場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。																		
9 施工方法	9 施工方法	フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。																		
10 施工方法	10 施工方法	着工届は、着工後速やかに提出すること。																		
11 施工方法	11 施工方法	受注時の「コリング登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。																		
12 施工方法	12 施工方法	施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基底き、提出すること。																		
13 施工方法	13 施工方法	・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)																		
14 施工方法	14 施工方法	・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)																		
15 施工方法	15 施工方法																			
16 施工方法	16 施工方法																			
17 施工方法	17 施工方法																			
18 施工方法	18 施工方法	1 準備期間確保工事 準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整つた場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。																		
19 施工方法	19 施工方法	2 フレックス工事 フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。																		
20 施工方法	20 施工方法	3 着工届の提出 着工届は、着工後速やかに提出すること。																		
21 施工方法	21 施工方法	4 コリングの登録 受注時の「コリング登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。																		
22 施工方法	22 施工方法	5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱登録 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基底き、提出すること。																		
23 施工方法	23 施工方法	6 その他 ・準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)																		
24 施工方法	24 施工方法	・工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行なう準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)																		
25 施工方法	25 施工方法																			
26 施工方法	26 施工方法																			
27 施工方法	27 施工方法																			
28 施工方法	28 施工方法																			
29 施工方法	29 施工方法																			
30 施工方法	30 施工方法																			
31 施工方法	31 施工方法																			
32 施工方法	32 施工方法																			
33 施工方法	33 施工方法																			
34 施工方法	34 施工方法																			
35 施工方法	35 施工方法																			
36 施工方法	36 施工方法																			
37 施工方法	37 施工方法																			
38 施工方法	38 施工方法																			
39 施工方法	39 施工方法																			
40 施工方法	40 施工方法																			
41 施工方法	41 施工方法																			
42 施工方法	42 施工方法																			
43 施工方法	43 施工方法																			
44 施工方法	44 施工方法																			
45 施工方法	45 施工方法																			
46 施工方法	46 施工方法																			
47 施工方法	47 施工方法																			
48 施工方法	48 施工方法																			
49 施工方法	49 施工方法																			
50 施工方法	50 施工方法																			
51 施工方法	51 施工方法																			
52 施工方法	52 施工方法																			
53 施工方法	53 施工方法																			
54 施工方法	54 施工方法																			
55 施工方法	55 施工方法																			
56 施工方法	56 施工方法																			
57 施工方法	57 施工方法																			
58 施工方法	58 施工方法																			
59 施工方法	59 施工方法																			
60 施工方法	60 施工方法																			
61 施工方法	61 施工方法																			
62 施工方法	62 施工方法																			
63 施工方法	63 施工方法																			
64 施工方法	64 施工方法																			
65 施工方法	65 施工方法																			
66 施工方法	66 施工方法																			
67 施工方法	67 施工方法																			
68 施工方法	68 施工方法																			
69 施工方法	69 施工方法																			
70 施工方法	70 施工方法																			
71 施工方法	71 施工方法																			
72 施工方法	72 施工方法</td																			

19	<p>・ 1 内容</p> <p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 良い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し良い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (5) 照明設備(電源がなくても簡単に開かないことを製造者が説明できるもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 摄音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多層化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p> <p>・ 2 設置に要する費用</p>					
20	<p>・ 1 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>					
福島県建築関係工事特記仕様書		<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1</p>	<p>建築士事務所名 設計者氏名</p>	<p>工事名称 印</p>	<p>図面名称 機械設備工事特記仕様書(3)</p>	図面番号
		設計年:令和〇〇年〇〇月				

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考		
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後						
・ 1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75M Pa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれにによる。		
・ 2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	60分			
・ 3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	60分			
・ 4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分			
・ 5 さや管ヘッダー配管	○	○	○	○	水圧試験	管種 初圧 60分後 架橋ポリエチレン管 0.75M Pa 0.45M Pa以上 ポリブテン管 0.75M Pa 0.55M Pa以上 〔注〕継手部分の漏水の有無を目視確認する。	60分	60分後に規定の圧力以下の場合は再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。		
・ 6 排水管(屋外埋設管以外)	○	○	○	○	満水試験	30分				
					煙試験	刺激性の濃煙 250Pa	15分			
排水管(屋外埋設管)			○		満水試験		30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。		
・ 7 排水泵ポンプ吐出管			○		水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	60分			
・ 8 各消防ポンプに連結される消防配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分			
・ 9 各種送水口に連結される消防配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75M Paのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等		
・ 10 不活性ガス消火配管		○	○	○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8M Pa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分			
・ 11 粉末消火配管			○		気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5M Pa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分			
・ 12 冷水管、冷却水配管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75M Pa)	30分			
・ 13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2M Pa)	30分			
・ 14 油管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分			
・ 15 冷媒配管			○		気密試験(空気又は不燃性ガス)	冷媒ガスの種類 気密試験圧力 R 2 2 R 1 3 4 a R 4 0 7 C R 4 1 0 A 工事監理指針による 〔注〕(1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MPa以下になつてからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れのないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	外部に発泡液を塗布して漏れのない事。 その後24時間放置して漏れのない事。	周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。		
・ 16 住宅用暖房配管			○		水圧試験	住戸内 0.15M Pa (ただし、温水コンセント接続後は0.1M Pa) 住戸内以外 静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75M Pa)	30分			
・ 17 通水試験			○		通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。 また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。				
・ 18 水質試験			○	簡易試験(9項目)		塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例		
・ 19 ポンプ			据付完了後		水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4M Pa)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ		
・ 20 塩素滅菌装置			据付完了後		動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上を行い、異常の有無を検査する。				
・ 21 水槽類			○		満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間			

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・ 22 銅製ボイラ				据付完了後	水圧試験	・最高使用圧力が0.42M Pa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2M Pa) ・最高使用圧力が0.42M Paを超える1.5M Pa以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3M Paを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラは、最高使用圧力に0.1M Paを加えた圧力(ただし、最小0.2M Pa)		
・ 23 鋳鉄製ボイラ				据付完了後	水圧試験	・蒸気ボイラは、0.2M Pa ・温水ボイラは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2M Pa) ・セクションは、最高使用圧力が0.2M Pa以下のボイラは0.4M Pa、最高使用圧力が0.2M Paを超えるボイラは最高使用圧力の2倍		
・ 24 真空式温水発生機			○		気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下		
・ 25 無圧式温水発生機			○		満水試験		30分	
・ 26 鋳鉄製温水発生機			○		水圧試験	セクションの試験圧は0.6M Pa	10分	
・ 27 温水発生機に組込む熱交換器			○		水圧試験	最高使用圧力に0.1M Paを加えた圧力(ただし、最小0.2M Pa)		
・ 28 冷凍機			○		水圧試験	設計圧力の1.5倍		冷水及び冷却水系路
・ 29 遠心冷凍機			○		気密試験	真空95k Paとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下		運転中の低圧部圧力が大気圧以上となる冷媒を使用するものを除く
・ 30 吸收冷凍機 直だき吸收冷温水機 小形直だき吸收冷温水機ユニット			○		気密試験	窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa·mL/sec(大気圧換算値)以下		
・ 31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル			○		気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0M Pa	10分	
・ 32 ファンコンペクター コンベクター ベースボードヒーター パネルラジエーター			○		気密及び耐圧試験	空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5M Pa)		
・ 33 計湯タンク 熱交換器 ヘッダー			据付完了後		水圧試験	最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P : 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 P : 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 σ_n : 試験時の温度における材料の許容引張応力 σ_a : 使用温度における材料の許容引張応力		
・ 34 密閉形隔膜式膨張タンク			据付完了後		水圧又は気密試験	使用圧力の1.3倍以上		
・ 35 地下オイルタンク			据付完了後		水圧試験	70k Pa以上	10分	

2. 凝水槽設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・ 1 槽類				工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。	24時間	
・ 2 汚水管及び汚泥管	○		○		満水試験		30分	
・ 3 ポンプ吐出管		○	○		水圧試験	最小圧力0.75M Pa	60分	
・ 4 消泡管	○	○	○		通水試験			
・ 5 空気管	○	○	○	○	気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分	

3. ガス設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最 小 保 持 時 間	備 考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・ 1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスマーテー取付後、管内空気を排出して行う。		供給会社規程 ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・ 2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56M Pa、低圧側8.4k Pa以上10.0k Pa以下 10L以下 5分 10L~50L 10分 50L超過 24分		

*水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。
※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」による。</